

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	VII-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,005,336,133 <19,500,000>	2,096,888,342 <21,000,000>	2,238,819,764 <24,000,000>	2,509,315,865 <33,600,000>		
（ 補 正 後 ）	2,047,260,619 <50,800,000>	2,290,361,250 <132,353,880>				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,047,260,619 <50,800,000>	2,290,361,250 <132,353,880>				
支出済歳出額（千円）	2,047,260,619 <49,505,791>	2,290,361,250 <131,513,749>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <1,294,209>	7,064,293 <840,131>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	施策目標：生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること 施策目標に係る指標：自立支援プログラムの各年度の参加者数（単位：人）（前年度以上/毎年度） 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（単位：人）（前年度以上/毎年度）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	平成22年度より、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会を立ち上げ、自立支援についてより効果的な事業となるよう、「新しい公共」等との協働に関し、先進的な取組事例の紹介や各自治体での取組を促進するための提言がとりまとめられたところである。					
評価結果の予算要求等への反映状況	平成23年度概算要求において、セーフティネット支援対策等事業費補助金につき、社会から孤立している受給者や就労意欲等に乏しい受給者に対する社会的な居場所の確保や社会生活自立や経済的自立に結びつけや、貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりを内容とする、「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」の創設について計上しているところである。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること					番号	VII-1-1			政策評価結果等による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			22年度当初予算額	23年度要求額	
対応表において●となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	生活保護費	生活保護に必要な経費	2,238,819,764	2,509,315,865		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							2,238,819,764 の内数	2,509,315,865 の内数	
対応表において◆となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表において○となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 24,000,000 >	< 33,600,000 >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計							<24,000,000> の内数	<33,600,000> の内数	
対応表において◇となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計							の内数	の内数	
合計							2,238,819,764 <24,000,000> の内数	2,509,315,865 <33,600,000> の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること			番号	Ⅶ-1-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
合計								

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月

担当部局名：社会・援護局保護課

<p>政策名</p>	<p>生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</p>		<p>番号</p>	<p>VII-1-1</p>																																														
<p>政策の概要</p>	<p>生活保護制度は、生活に困窮する者に対する最低限度の生活の保障とともに、その者の自立を助長することを目的としている。生活保護受給者の自立の助長を図るため、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進する。</p>																																																	
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成17年度より開始した自立支援プログラムの取組みについては、自立支援プログラム策定自治体数がほぼ100%となっており、着実に定着してきているものと考えている。また、自立支援プログラムの取組みにより就職・増収した者についても毎年増加しており、本事業は一定の成果を上げているものと考えている。</p> <p>しかし、平成20年秋の世界不況の影響もあって、参加者の伸びに比べると就労又は増収した者の伸びが低調になっていることから、就労支援のより一層の強化が必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>生活保護受給者への支援については、これまで生活保護の実施機関の担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があり、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組みの事例等を反映した自立支援プログラムを策定・実施することは、個々の生活保護受給者に対して必要な支援を組織的に実施することを可能とし、ひいては生活保護受給者の自立の促進へとつながるものである。</p> <p>したがって、本事業により、生活保護受給者の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニューの整備を図り、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進する必要がある。</p> <p>なお、平成21年11月の行政刷新会議においては、就労支援員を活用した就労支援の取組みが大きな評価を得て、更に促進すべきとされたところである。</p> <p>(効率性)</p> <p>生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。</p> <p>(有効性)</p> <p>自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>平成21年11月の行政刷新会議において、就労支援員を活用した就労支援の取組みが大きな評価を得て、更に促進すべきとされたところであることから、平成21年度第2次補正予算において、2,500名の増員が可能となるよう予算措置を行ったところであり、引き続き、生活保護受給者への就労支援に取り組む必要がある。</p> <p>また、平成22年7月にとりまとめた行われた「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」においては、生活保護受給者の一般就労による経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立に係る支援の推進のためには、社会的な居場所が重要であるとともに、社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働が必要であるということ、そのためには、所要の財政措置を図るとともに、地域ネットワークを構築していく必要があるなどの提言を受けたところ。</p> <p>当該提言を受けて、国としては、生活保護受給者の自立の促進を図るため所要の取組を行い、引き続き地方自治体における自立支援プログラムの取組を推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="564 2208 1625 2605"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</td> <td>自立支援プログラムの参加者数</td> <td>人</td> <td></td> <td>76,695</td> <td>107,554</td> <td>148,171</td> <td>前年度以上 毎年度</td> <td rowspan="2">政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。</td> </tr> <tr> <td>自立支援プログラムにより就職・増収した者の数</td> <td>人</td> <td></td> <td>10,777</td> <td>12,231</td> <td>12,293</td> <td>前年度以上 毎年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		76,695	107,554	148,171	前年度以上 毎年度	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	人		10,777	12,231	12,293	前年度以上 毎年度																		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																								
				19年度	20年度	21年度																																												
生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		76,695	107,554	148,171	前年度以上 毎年度	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。																																										
	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	人		10,777	12,231	12,293	前年度以上 毎年度																																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p> <p>「福祉から雇用へ」推進5か年計画</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p> <p>平成19年12月26日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的な目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」</p> <p>・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」</p>																																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要 援護者の福祉の向上を図ること		評価方式	実績	番号	VII-2-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
（ 当 初 ）	694,386 <19,500,000>	734,769 <21,000,000>		643,932 <24,000,000>	644,520 <33,600,000>	
（ 補 正 後 ）	664,159 <50,800,000>	734,769 <132,353,880>				
前年度繰越額（千円）	<0>					
予備費使用額（千円）	<0>					
流用等増△減額（千円）	<0>					
歳出予算現額（千円）	694,386 <50,800,000>					
支出済歳出額（千円）	521,057 <49,505,791>					
翌年度繰越額（千円）	<0>					
不用額（千円）	173,329 <1,294,209>					
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>施策目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標に関する指標：ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合（％）、 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（％）</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	<p>現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。 また、運営適正化委員会における苦情受付については、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p>					
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進することとし、必要な経費を概算要求した。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること				番号	VII-2-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会における要援護者の福祉の向上に必要な経費	643,932	664,520	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						643,932 の内数	664,520 の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 24,000,000 >	< 33,600,000 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<24,000,000> の内数	<33,600,000> の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						643,932 <24,000,000> の内数	664,520 <33,600,000> の内数		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：社会・援護局地域福祉課

<p>政策名</p>	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>	<p>番号</p>	<p>VII-2-1</p>																														
<p>政策の概要</p>	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に質することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービスの利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。</p> <p>（必要性） 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されており、今後もこれらの施策を充実していくことが必要である。 少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。特に、運営適正化委員会における苦情受付については、利用者保護の観点から、今後とも、高い解決率を維持しつつ実施する必要がある。また、ホームレスの自立の促進についても現下の厳しい経済情勢を踏まえ着実に取り組んでいく必要がある。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることを防ぐよう、アフターケアが必要な者には適的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。</p> <p>（効率性） ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取り組みを行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービスの利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。</p> <p>（有効性） ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成21年度中に退所した者の約70%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進する</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="562 2062 1633 2502"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームレスの自立促進</td> <td>ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>59 【98%】</td> <td>58 【97%】</td> <td>70 【117%】</td> <td>60%以上/毎年度</td> <td>各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスに関する苦情解決</td> <td>苦情受付件数に占める解決件数の割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>95 【100.1%】</td> <td>97 【101.7%】</td> <td>96 【100.9%】</td> <td>95%以上/毎年度</td> <td>社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	ホームレスの自立促進	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合	%	—	59 【98%】	58 【97%】	70 【117%】	60%以上/毎年度	各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである	福祉サービスに関する苦情解決	苦情受付件数に占める解決件数の割合	%	—	95 【100.1%】	97 【101.7%】	96 【100.9%】	95%以上/毎年度	社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
ホームレスの自立促進	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合	%	—	59 【98%】	58 【97%】	70 【117%】	60%以上/毎年度	各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである																									
福祉サービスに関する苦情解決	苦情受付件数に占める解決件数の割合	%	—	95 【100.1%】	97 【101.7%】	96 【100.9%】	95%以上/毎年度	社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>なし</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること		評価方式	実績	番号	VII-3-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	721,500	721,500		721,500		541,500
（ 補 正 後 ）	831,487	964,434		721,500		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	831,487	964,434				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	359,303	551,016				
翌年度繰越額（千円）		0				
不用額（千円）	472,184	413,418				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	災害に際し応急的な支援を実施すること/災害が発生又は発生する恐れが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	災害が発生することを予測することは不可能であるため、これまでもほぼ一定の予算を計上しているところであり、今回の評価結果のみで予算に反映させることは適切でないと判断される。					

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること			番号	VII-3-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
災害援護貸付金			380,000	200,000	△ 180,000	△ 180,000	△ 180,000	本事業は自然災害の被災者のニーズに応じて資金を貸し付けるものであるが、過去5年間の決算状況を踏まえ、2億円で十分対応が可能であると判断した。
合計						△ 180,000	△ 180,000	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：社会・援護局総務課

<p>政策名</p>	<p>災害に際し応急的な支援を実施すること</p>		<p>番号</p>	<p>Ⅶ-3-1</p>																							
<p>政策の概要</p>	<p>・災害に際し、国が地方公共団体・日本赤十字社その他の団体等の協力の下に、災害救助法第23条に定められた避難所の設置や食品の給与など、応急に必要な救助を現物により行うことで、被災者の保護と秩序を図ることを目的とするものである。</p>																										
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） ・災害救助法を適用した市町村において被災者の応急救助が適切に行われるよう、都道府県に対し必要な助言・指導を行っており、適切な応急的支援を実施している。</p> <p>（必要性） ・都道府県が災害救助法を適用した場合、災害救助法第36条に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費に応じ、その一部を都道府県に対して補助するものであり、迅速な応急救助の実施のために必要な事業である。</p> <p>（効率性） ・応急的、一時的な救助の観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、また国庫負担の対象経費については、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な応急救助を実施していると評価できる。</p> <p>（有効性） ・平成21年度に災害救助法が適用された7市町は、避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されており、各都道府県知事が災害救助法を適用を行うにあたっても適用基準に合致しているかどうか国が助言を行うなどの行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できる。</p> <p>（反映の方向性） ・災害救助法を適用した地方自治体において被災者の応急救助が適切に行われるよう、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="564 1970 1625 2368"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害に際し応急的な支援を実施すること</td> <td>災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により、その設置時間が異なることから、その設置までの時間については達成水準を設けることは困難である。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	災害に際し応急的な支援を実施すること	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況	—	—	—	100%	100%	—	災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により、その設置時間が異なることから、その設置までの時間については達成水準を設けることは困難である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				19年度	20年度	21年度																					
災害に際し応急的な支援を実施すること	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況	—	—	—	100%	100%	—	災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により、その設置時間が異なることから、その設置までの時間については達成水準を設けることは困難である。																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																								

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること		評価方式	実績	番号	VII-4-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	43,318,114 <36,667,428>	41,925,251 <36,585,523>		40,229,756 <39,260,865>		34,578,856 <49,812,510>
（ 補 正 後 ）	43,020,482 <67,914,877>	42,371,214 <148,994,226>				
前年度繰越額（千円）	0 <4,089,957>	0 <5,162,543>				
予備費使用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
流用等増△減額（千円）	0 <0>	0 <0>				
歳出予算現額（千円）	43,020,482 <72,004,834>	42,371,214 <154,156,769>				
支出済歳出額（千円）	42,901,000 <63,964,392>	41,908,517 <147,163,001>				
翌年度繰越額（千円）	0 <5,162,543>	344,215 <4,446,269>				
不用額（千円）	119,482 <2,877,899>	118,482 <2,547,499>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>施策目標：社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること</p> <p>施策目標に関する指標：介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数（実人員）</p> <p>・社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数（実人員）</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数については着実に増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援するとともに、一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図るため、引き続き総合的な人材確保対策を講じる必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う養成課程における教員等の資質の向上及び人材確保指針に基づく施策の推進のための事業を継続して予算要求するとともに、その他の事業についても、評価結果を踏まえ、福利厚生の充実等による社会福祉事業従事者の確保の実施等により、より質の高い福祉サービスを提供するため、継続して予算要求することとした。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					番号	VII-4-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要経費	< 24,000,000 >	< 33,600,000 >	-4,000,000
	A	2	一般	厚生労働本省	社会福祉諸費	福祉サービス提供体制の確保に必要な経費	39,653,980	33,909,945	
	A	3	一般	厚生労働本省	社会福祉諸費	福祉サービス提供体制確保の推進に必要な経費	575,776	668,911	
	A	4							
	小計							40,229,756 <24,000,000> の内数	34,578,856 <33,600,000> の内数
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							の内数	の内数
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備等施設整備に必要な経費	< 11,139,911 >	< 12,265,000 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							<11,139,911> の内数	<12,265,000> の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人福祉医療機構運営費	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金に必要な経費	< 4,120,954 >	< 3,947,510 >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							<4,120,954> の内数	<3,947,510> の内数
合計							40,229,756 <39,260,865> の内数	34,578,856 <49,812,510> の内数	-4,000,000

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：社会・援護局福祉基盤課

<p>政策名</p>	<p>社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること</p>	<p>番号</p>	<p>VII-4-1</p>																													
<p>政策の概要</p>	<p>より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。</p>																															
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 福祉・介護人材の確保については、昨今の厳しい経済情勢による他産業における雇用情勢の悪化を受け、その動向に一定の改善が見られるものの、依然として労働環境の厳しさから、福祉・介護の現場では、「従事者の離職率が高い」、「地域や事業所によっては人材確保が困難な状況にある」、「介護福祉士・社会福祉士の養成施設では著しい定員割れが生じている」、「多数の介護福祉士等の有資格者がこの分野で就労していない」などの様々な課題を抱えている。このような状況の中、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保は喫緊の課題であり、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに教育カリキュラムの見直しを行い、平成19年8月に見直された「福祉人材確保指針」を踏まえつつ、福祉・人材確保のため、総合的な取組を進めているところである。 具体的には、 ○ 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善 ○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援 ○ 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け ○ 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施 等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。</p> <p>(必要性) 近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を習得した人材が求められており、その中核的な役割を担うものとして、介護福祉士・社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。</p> <p>(効率性) 福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年度以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備推進について、効率的に進められていると評価できる。</p> <p>(有効性) 質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年度以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しているが、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じているなどの課題があるため、引き続き福祉人材の確保のため、事業を継続、実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="564 1941 1625 2338"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士就業者数が前年度以上/毎年度</td> <td>介護福祉士就業者数</td> <td>人</td> <td>-</td> <td>414,149 【115.7%】</td> <td>476,246 【115.0%】</td> <td>-</td> <td>前年度以上</td> <td rowspan="2">介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士就業者数が前年度以上/毎年度</td> <td>社会福祉士就業者数</td> <td>人</td> <td>-</td> <td>22,534 【110.0%】</td> <td>24,308 【107.9%】</td> <td>-</td> <td>前年度以上</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	介護福祉士就業者数が前年度以上/毎年度	介護福祉士就業者数	人	-	414,149 【115.7%】	476,246 【115.0%】	-	前年度以上	介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。	社会福祉士就業者数が前年度以上/毎年度	社会福祉士就業者数	人	-	22,534 【110.0%】	24,308 【107.9%】	-	前年度以上
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																		
				19年度	20年度	21年度																										
介護福祉士就業者数が前年度以上/毎年度	介護福祉士就業者数	人	-	414,149 【115.7%】	476,246 【115.0%】	-	前年度以上	介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。																								
社会福祉士就業者数が前年度以上/毎年度	社会福祉士就業者数	人	-	22,534 【110.0%】	24,308 【107.9%】	-	前年度以上																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～</p>	<p>年月日 平成20年7月29日</p>	<p>記載事項(抜粋) 「①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」を実現するため、「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」や「福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進」に取り組むこととされている。</p>																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと		評価方式	総合 実績 事業	番号	VII-5-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	42,275,443	37,292,538	32,991,682	29,558,227		
（ 補 正 後 ）	42,263,649	37,284,712				
前年度繰越額（千円）	48,796	170,716				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	42,312,445	37,455,428				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	40,082,282	35,511,895				
翌年度繰越額（千円）	170,716	167,005				
不用額（千円）	2,059,447	1,776,528				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・援護年金等の適切な支給（援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数割合） ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く後世代に継承（昭和館、しょうけい館の年間入場者数） 					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>戦没者遺族等に対する援護年金の支給、戦傷病者に対する療養の給付等については、その対象者数は減少しているものの、引き続き適切な支給の実施が求められていることから、必要な経費を適切に要求している。また、昭和館及びしょうけい館については、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く後世代に継承していることから、引き続き着実な効果が得られるよう、必要な経費を適切に要求している。</p> <p>※平成20年度～平成22年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成19年度に実施した実績評価に基づき記載している。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと					番号	VII-5-1		(千円)		
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	遺族及留守家族等援護費	遺族及び留守家族等の援護に必要な経費		32,991,682	29,558,227	-22,552	
	小計								32,991,682	29,558,227	-22,552
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表において○ となっているもの	C	1						<	>	<	>
	C	2						<	>	<	>
	C	3						<	>	<	>
	C	4						<	>	<	>
	小計										
対応表において◇ となっているもの	D	1						<	>	<	>
	D	2						<	>	<	>
	D	3						<	>	<	>
	D	4						<	>	<	>
	小計										
合計								32,991,682	29,558,227	-22,552	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成

年 月

担当部局名:社会・援護局(援護)

<p>政策名</p>	<p>戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと</p>	<p>番号</p>	<p>VII-5-1</p>																																							
<p>政策の概要</p>	<p>国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施する。また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。</p>																																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(必要性) 援護年金等の対象者は減少しているものの、高齢化した戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、引き続き着実な支給の実施が求められている。また、戦中・戦後の国民の体験が風化しつつあり、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した生活上の労苦を確実に後世代に伝えることが求められている。</p> <p>(効率性) 戦傷病者、戦没者遺族等の経験した生活上の労苦を継承する事業については、正確に当時の労苦を伝えるために、当事者である戦傷病者、戦没者遺族等から意見を伺っており、また、戦中・戦後の国民生活上の労苦を実物資料や映像によってわかりやすく伝えていることから、効率的に行っている。</p> <p>(有効性) 援護年金等の6ヶ月以内の裁定件数割合については7割近くに達しており、迅速な処理がなされていると評価できる。昭和館、しょうけい館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を継続していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="604 1754 1843 2027"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>援護年金の支給</td> <td>処理割合</td> <td>%</td> <td></td> <td>69.5%</td> <td>69.9%</td> <td>集計中</td> <td></td> <td>援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合</td> </tr> <tr> <td>戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること</td> <td>昭和館の入館者数</td> <td>人</td> <td></td> <td>315,724</td> <td>279,151</td> <td>266,579</td> <td></td> <td>戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること</td> <td>しょうけい館の入館者数</td> <td>人</td> <td></td> <td>103,312</td> <td>137,714</td> <td>114,514</td> <td></td> <td>戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	援護年金の支給	処理割合	%		69.5%	69.9%	集計中		援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること	昭和館の入館者数	人		315,724	279,151	266,579		戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営	戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること	しょうけい館の入館者数	人		103,312	137,714	114,514		戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																												
				19年度	20年度	21年度																																				
援護年金の支給	処理割合	%		69.5%	69.9%	集計中		援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合																																		
戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること	昭和館の入館者数	人		315,724	279,151	266,579		戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営																																		
戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること	しょうけい館の入館者数	人		103,312	137,714	114,514		戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	VII-5-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	973,383	1,039,483	1,402,206	2,731,495		
（ 補 正 後 ）	973,038	1,039,483	1,402,206			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	973,038 <0>	1,039,483 <0>				
支出済歳出額（千円）	952,133	1,005,536				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	20,905 <0>	33,947 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・遺骨帰還関連事業 海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、情報に基づき迅速かつ着実に遺骨帰還を実施する。 ・慰霊巡拝事業 戦没者の遺族の慰藉のため、円滑に慰霊巡拝事業を実施する。 					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>戦没者の遺骨帰還に関しては、平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施する等、NPO法人等民間団体との連携強化に努めた結果、遺骨帰還実績があがってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、遺骨帰還の推進に向けて事業を適切に行うために必要な経費を要求するものである。</p> <p>※平成22年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成21年度に実施した実績評価に基づき記載している。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること					番号	VII-5-2			政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			22年度 当初予算額	23年度 要求額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	戦没者慰霊事業費	戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,402,206	2,731,495	-5,743	
	小計							1,402,206	2,731,495	-5,743
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計							1,402,206	2,731,495	-5,743	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		番号	VII-5-2					
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
民間建立慰霊碑等整理事業	A	1	19,230	13,487	△ 5,743	△ 5,743		△ 5,743	執行状況を踏まえ、事業実施地域を見直した上で、必要な経費について要求を行った。
合計			19,230	13,487	△ 5,743	△ 5,743		△ 5,743	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:社会・援護局援護企画課外事室

<p>政策名</p>	<p>戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること</p>	<p>番号</p>	<p>VII-5-2</p>																														
<p>政策の概要</p>	<p>戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝の着実な実施及び慰霊碑の適切な管理等を行う。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 戦没者の遺骨収集の迅速かつ適切な実施や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、戦没者遺族の慰藉をいう施策目標の達成にむけて進展があった。平成21年度においては、慰霊巡拝については全12回、遺骨収集等事業については全42回実施し、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。</p> <p>(必要性) 戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。しかしながら、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。 そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した1次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収集の実施に努めている。硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑については、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。</p> <p>(効率性) 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行い、これに基づく遺骨収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集についても、収集可能と判断された埋葬地につき、計画的に遺骨収集を実施しており、効率的に行っているといえる。</p> <p>(有効性) 戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を送還して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族が慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集事業をできる限り推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組み整備することが必要である。遺骨収集については、外交努力により収集の促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により実績を上げており、また、慰霊巡拝については、参加遺族決定の手続きを弾力化して遺族を参加しやすくしたことから、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。</p> <p>(反映の方向性) 施策目標の達成にむけて進展しており、現在の取り組みを続ける。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="592 2139 1593 2516"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと</td> <td>遺骨収集等事業の実施数</td> <td>遺骨収集等事業の実施数</td> <td>柱</td> <td>760</td> <td>2038</td> <td>8965</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと</td> <td>慰霊巡拝の実施数</td> <td>慰霊巡拝の実施数</td> <td>回</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	遺骨収集等事業の実施数	遺骨収集等事業の実施数	柱	760	2038	8965	-		・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと	慰霊巡拝の実施数	慰霊巡拝の実施数	回	12	14	12	-	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	遺骨収集等事業の実施数	遺骨収集等事業の実施数	柱	760	2038	8965	-																										
・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと	慰霊巡拝の実施数	慰霊巡拝の実施数	回	12	14	12	-																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること		評価方式	実績	番号	VII-5-3
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
（ 当 初 ）	1,960,609	1,965,498		2,088,384	1,918,599	
（ 補 正 後 ）	1,960,609	2,149,317		2,088,384		
前年度繰越額（千円）	6,052,447	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	8,013,056	2,149,317				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	7,715,251	2,020,676				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	297,805	128,641				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	目標：中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 目標の達成度合いの測定方法：中国残留邦人等の帰国世帯数 等					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に執行状況に基づく見直しを行った上で、所要額を計上することとした。 ※平成20～22年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成19年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること					番号	VII-5-3		政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	中国残留邦人等支援事業費	中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	2,081,445	1,918,599	-155,380	
	A	2	一般	厚生労働本省	中国残留邦人等支援事業費	北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	6,939	0	-6,939	
	A	3								
	A	4								
	小計							2,088,384	1,918,599	-162,319
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									0
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計							2,088,384	1,918,599	-162,319	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

<p>政策名</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること</p>	<p>番号</p>	<p>VII-5-3</p>																																													
<p>政策の概要</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。</p>																																															
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(必要性) 中国残留邦人等については、これまでの帰国援護の継続的な実施により、帰国者数は減少しているものの、帰国を希望し、永住帰国する者が今なお一定程度存在することから円滑な帰国を促進する必要がある。 また、永住帰国した中国残留邦人等は、高齢化のため、日本語の習得や就労面で厳しい状況にあることから、自立を支援する必要がある。</p> <p>(効率性) 永住帰国した世帯は、近年減少傾向にあるが、これは、中国残留邦人の多くがすでに帰国し、中国及び樺太地域における残留邦人の人数が減少傾向にあり、同時に帰国希望者数も減少していることが理由として挙げられる。永住帰国希望者については、中国残留邦人等の帰国事務手続きに問題がなければ、申請後1年以内には受入れ態勢を整えた上で帰国を実現しており、円滑な帰国の支援は効率的に行われていると評価できる。</p> <p>(有効性) 帰国者に対する帰国から定着・自立までの一連の取組として、帰国直後は、集団生活の中で日本語や生活習慣の指導を行い、その後は、自立を目標に個人のニーズに応じて、就労に結びつくような日本語教育や就労相談、地域交流支援などを行っている。このようなきめ細やかな支援策により、中国残留邦人等に対する自立支援を着実に推進しており、施策は有効であると評価できる。</p> <p>(反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="564 2009 1625 2407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること</td> <td>中国残留邦人等の帰国世帯数</td> <td>世帯</td> <td>(-)</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>(-)</td> <td>中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施</td> </tr> <tr> <td>自立指導員の派遣回数</td> <td>回</td> <td>(-)</td> <td>7,063</td> <td>3,646</td> <td>集計中</td> <td>(-)</td> <td>中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施</td> </tr> <tr> <td>中国帰国者自立研修センター通所者数</td> <td>人</td> <td>(-)</td> <td>408</td> <td>354</td> <td>131</td> <td>(-)</td> <td>中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営</td> </tr> <tr> <td>中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数</td> <td>人</td> <td>(-)</td> <td>19,219</td> <td>28,609</td> <td>29,305</td> <td>(-)</td> <td>中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること	中国残留邦人等の帰国世帯数	世帯	(-)	22	28	22	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施	自立指導員の派遣回数	回	(-)	7,063	3,646	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施	中国帰国者自立研修センター通所者数	人	(-)	408	354	131	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営	中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数	人	(-)	19,219	28,609	29,305	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																		
				19年度	20年度	21年度																																										
中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること	中国残留邦人等の帰国世帯数	世帯	(-)	22	28	22	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施																																								
	自立指導員の派遣回数	回	(-)	7,063	3,646	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施																																								
	中国帰国者自立研修センター通所者数	人	(-)	408	354	131	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営																																								
	中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数	人	(-)	19,219	28,609	29,305	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営																																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること		評価方式	実績	番号	VII-5-4
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	247,276	290,201		364,395		316,541
（ 補 正 後 ）	246,957	289,081				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	246,957	289,081	0			
支出済歳出額（千円）	233,084	286,236				
翌年度繰越額（千円）	0					
不用額（千円）	13,873	2,845	0			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	(達成すべき目標) (1) 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること (2) 旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと (目標の達成度合いの測定方法) (1) 旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等約750万件のうち、データベース化したものの割合 (2) ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの割合 (3) 恩給請求書を1.5カ月以内に総務省に進達した割合 (4) 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3か月以内に処理した割合					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	各種資料のデータベース化を引続き促進するとともに、恩給請求書の進達業務を迅速かつ適正に行えるよう必要額を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること					番号	VII-5-4		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	恩給進達等実施費	恩給進達及び人事資料の保管等に必要経費	364,395	316,541	-9,712
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						364,395	316,541	-9,712
対応表において◆となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
対応表において◇となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
合計						364,395	316,541	-9,712	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成 年 月

担当部局名:社会・援護局業務課

<p>政策名</p>	<p>旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること</p>	<p>番号</p>	<p>VII-5-4</p>																																													
<p>政策の概要</p>	<p>恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。</p>																																															
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍に関する人事関係資料のデータベース化については、平成16年度より8年計画でデータベース化を行っている。平成21年度末現在で目標の50%が終了していることから、平成22年度及び平成23年度で残りの50%を終了すべく、目標達成に向けて取組を推進する。 ロシア政府関係機関より入手した約70万枚の抑留者登録カードのデータベース化については、平成22年度までの2カ年計画で行われており、平成21年現在目標の50%が終了している。平成22年度においても目標の達成を目指す。 <p>また、恩給請求書を受付から1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合及び旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合については、平成21年度は100%と目標を達成した。今後も事務処理の向上や資料の整備等を図ることにより目標の確実な達成を目指すこととしている。</p> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当局において保管している旧陸海軍人事関係資料等について、経年劣化による損傷が激しいため、資料の電子化により、資料の永続的保管と業務の効率化を図る必要がある。 恩給請求事務は、対象件数は徐々に減少しているものの、その重要性和請求者の高齢化に鑑み、早急な処理が求められていることから、進達事務の円滑な処理を図る必要がある。 平成3年5月に締結した「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づきロシア側から提供されたソ連抑留中死亡者名簿等の記載内容を遺族等に情報提供するため、関係資料を整備する必要がある。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍人事関係資料のデータベース化により、情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与している。 平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚についても、データベース化することにより、遺族に登録カードの記載内容をお知らせする際の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与している。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものが多いため、そのデータベース化を図ることは、適切な整備保管のため有効な施策である。 平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のデータベース化について、翻訳及び日本側資料との照合調査を実施し、死亡者が特定できた場合には、遺族に登録カードの記載内容をお知らせするため有効な施策である。 恩給の進達については、進達業務を受付開始から標準処理期間の1.5ヶ月以内に行い、かつ内容の審査を適切に行うことにより、恩給制度の円滑な運営を可能としている。 <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれの施策も、施策対象者の高齢化に鑑み、今度とも確実・早急な処理に努める。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="609 2047 1575 2700"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等</td> <td>旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等</td> <td>%</td> <td>23</td> <td>21.4</td> <td>32.2</td> <td>50.3</td> <td>100 (23年度)</td> <td>旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。</td> </tr> <tr> <td>ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録</td> <td>%</td> <td>22</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>100 (22年度)</td> <td>ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カードのうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。</td> </tr> <tr> <td>恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合</td> <td>%</td> <td>毎年度</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100 (毎年)</td> <td>標準処理期間が定められているため</td> </tr> <tr> <td>旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受</td> <td>%</td> <td>毎年度</td> <td>-</td> <td>99.5</td> <td>100</td> <td>前年度以上 (毎年)</td> <td>標準処理期間が定められているため</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等	%	23	21.4	32.2	50.3	100 (23年度)	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録	%	22	-	-	50	100 (22年度)	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カードのうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	%	毎年度	80	100	100	100 (毎年)	標準処理期間が定められているため	旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受	%	毎年度	-	99.5	100	前年度以上 (毎年)	標準処理期間が定められているため
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																		
				19年度	20年度	21年度																																										
旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等	%	23	21.4	32.2	50.3	100 (23年度)	旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。																																								
	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録	%	22	-	-	50	100 (22年度)	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カードのうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。																																								
	恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	%	毎年度	80	100	100	100 (毎年)	標準処理期間が定められているため																																								
	旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受	%	毎年度	-	99.5	100	前年度以上 (毎年)	標準処理期間が定められているため																																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																													